

総合規制改革会議 平成 14 年 7 月 23 日 中間とりまとめ 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革

第 3 章 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備

2. 司法サービスに関するインフラ整備

(6) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条の見直し

法律サービスの質的向上のためには、法曹人口の増加を通じた競争の活性化が重要であり、弁護士法第 72 条に定める法律サービス業務独占についても、その在り方を見直すことが必要である。

司法制度改革推進本部における検討においても、弁護士法第 72 条の規制内容の予測可能性確保のため、少なくとも以下の措置を講ずべきである。

（別紙のとおり所管省等から意見が出されている。）

- 1 弁護士に認められる業務独占の範囲を、必要最小限のものとする
- 2 弁護士法第 72 条において、弁護士法で別に定める場合を業務独占の例外としている点については、そもそも弁護士法で例外を認容する性質のものではない点にかんがみ、このただし書を、「ただし、他の法律で別段の定めがあるときには、それに従う」と改める
- 3 法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家（隣接法律専門職に限定しない）が行えるようにすること

少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業所向けサービスについては直ちに業務独占範囲外とすること

- 4 会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすること

具体的には、弁護士法の関係規定のほか、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 54 条の訴訟代理人の資格に関する規定、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 38 条第 1 項の支配人の権限に関する規定等を見直しを検討すること

- 5 弁理士の訴訟代理権については、規制改革委員会第 2 次見解では単独に付与されるべきとしていたが、その後司法制度改革審議会において、弁護士との共同との条件を付したことは職種間の垣根を低くする趣旨に反するものであることから、この拘束条件を撤廃すること

なお、税理士、司法書士についても、法改正がなされ（司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）の改正については未施行）、隣接法律専門職種種の業務に一定の法律業務が追加付与されたところであるが、更なる業務拡大

が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況を注視していく必要がある。

「第3章 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備」における所管省等の主な意見

2. 司法サービスに関するインフラ整備

事項（所管省等）	意見
<p>(6) 弁護士法第72条の見直し (司法制度改革推進本部・法務省)</p>	<p>弁護士法第72条は、最高裁大法廷判決を始めとする累次の判例において示されているように、弁護士でない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とすると、当事者その他関係人らの利益をそこね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなることから、これを禁止するために設けられたものであり、今日においても合理性、必要性を有する規定と考えている。</p> <p>また、司法制度改革は、「司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる（司法制度改革推進法第1条）」ものであるから、司法制度改革推進本部としては、司法制度改革審議会意見及び同意見の趣旨にのっとり策定された推進計画に従って検討を進めていくべきものである。そして、推進計画は、「弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。」としており、予測可能性の確保に関する具体的な方策については言及しておらず、その内容については、今後、司法制度改革推進本部を中心として検討を進め、具体化していくべきものである。</p> <p>1)の「弁護士に認められる業務独占の範囲を必要最小限のものとする」とについては、「必要最小限」がいかなるものを意味するのか判然とせず、趣旨が不明確である。仮にこれが弁護士法第72条が過剰な規制であることを前提とするものであるとすれば、上記のとおり同条は合理的かつ必要な規定であるから、相当でない。</p> <p>2)の弁護士法第72条ただし書に関しては、現在、</p>

規制内容の予測可能性確保の観点から、ただし書の「この法律」に「他の法律」を加えることを含めて、その改正の必要性について検討中である。

3)の「法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家（隣接法律専門職種に限定しない）が行えるようにすること」については、同条の立法趣旨を踏まえないものであり、妥当でない。

3)の「会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすること」に関しては、今後、推進計画に従って検討を行うことになるが、司法制度改革審議会の審議でも、そもそも資格のない者に有償で法律事務を取り扱わせることを認めてよいのか、仮にいわゆる親会社・子会社間でこれを許容するとしても、親子会社の関係は多岐にわたっており、許容する範囲をどのような基準で画することができるのかといった議論がなされていたところであり、現時点でこのような結論を明記することは妥当でない。

3)の「消費者保護の必要性が薄い対事業所向けサービスについては直ちに業務独占範囲外とすること」についても、同条の立法趣旨に照らして慎重に検討する必要がある上、司法制度改革審議会意見が具体的に求めるものとまでは考えがたい。

4)の「弁護士資格を有しない社員が会社の訴訟代理人となること」については、当該会社のみならず、相手方を含め当事者の利益保護に反したり、迅速・的確な訴訟手続の進行の妨げとなるおそれがあり、また、司法制度改革審議会の審議でも、仮にこのような制度が創設された場合には、形式的に権限を付与された社員であることを取り繕うことなどにより、制度が悪用され、非弁活動を助長するおそれが否定できないなど、強い反対意見があったところである。こうした問題点や経緯を踏まえると、検討自体を否定するものではないが、現時点でこのような結論を明記することは妥当でない。

5)の弁理士の訴訟代理権については、司法制度改革審議会においては、特許権等の侵害訴訟の場で弁理士の専門性を活用する必要がある一方で、当該訴訟類型は比較的高額の事件が多いと考えら

	<p>れるため単独受任を認めることには慎重な意見があったために、弁護士と共同受任する事件に限って付与することとされたものであるから、直ちに単独の代理権を付与すべきとする意見には反対である。規制改革の観点からとりまとめられた規制改革推進3か年計画とも整合性がとられている(総合規制改革会議事務室にも確認済み)にもかかわらず、こうした経緯を踏まえることなく、「職種間の垣根を低くする趣旨に反するもの」と一方的に決めつけているのは、まことに遺憾である。</p>
<p>(6) 弁護士法第72条の見直し 5) (弁護士の訴訟代理権について) (経済産業省)</p>	<p>- (略) -</p>